

燕市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正について

燕市特別職の職員の給与に関する条例（平成18年燕市条例第49号）の一部を次のように改正するものとする。

令和 6 年 1 1 月 7 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

燕市特別職の職員の給与に関する条例(平成18年燕市条例第49号)の一部を次のように改正する。

附則中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

- 8 令和6年11月1日から令和6年11月30日までの間、市長の給料月額については、第2条の規定にかかわらず、別表の規定により支給されることとなるその額の100分の20に相当する額を減じた額とし、副市長及び教育長の給料月額については、同条の規定にかかわらず、別表の規定により支給されることとなるその額の100分の10に相当する額を減じた額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和6年11月1日から適用する。